

監 査 報 告 書

学校法人芝浦工業大学
理事会 御中

平成 2 9 年 5 月 1 9 日
学校法人芝浦工業大学

監事 大室 康一 印

監事 秋山 進 印

監事 秋山 豪 印

私たちは、学校法人芝浦工業大学の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号の規定に基づき、平成 2 8 年度の学校法人芝浦工業大学の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、また重要資料を閲覧して業務の執行状況を監査し、さらに会計監査人と連携を取り財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また平成 2 8 年度の学校法人芝浦工業大学の財産の状況は適正なものと認められます。

以 上

監 査 報 告 書

学校法人芝浦工業大学
評議員会 御中

平成 2 9 年 5 月 1 9 日
学校法人芝浦工業大学

監事 大室 康一 印

監事 秋山 進 印

監事 秋山 豪 印

私たちは、学校法人芝浦工業大学の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号の規定に基づき、平成 2 8 年度の学校法人芝浦工業大学の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、また重要資料を閲覧して業務の執行状況を監査し、さらに会計監査人と連携を取り財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また平成 2 8 年度の学校法人芝浦工業大学の財産の状況は適正なものと認められます。

以 上